

注意事項

I 水田活用の直接支払交付金と産地交付金

1. 交付対象者

捨てづくり防止の要件（需要者と出荷販売契約を取り交わすこと等）を満たし、交付対象作物を耕作する[販売農家、集落営農]が対象となります。別途指定される営農計画書を提出してください。また、対象作物ごとに当年産の出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しを提出してください。

2. 対象作物

大麦、大豆、飼料作物、新規需要米、そば、なたね、出荷作物、兼用作物、みつ源れんげです。
※新規需要米（米粉用米、飼料用米、WCS用稲、新市場開拓用）については北陸農政局富山県拠点に6月30日までに「新規需要米取組計画書」を提出し認定を受けてください。
※対象作物において作業時の写真を求めるものがあります。

3. 単価調整

産地交付金の配分率により単価の調整を行う場合があります。

4. 作物・捨て作り防止の要件の確認

作物名	確認資料
飼料用米・米粉用米 新市場開拓米・麦・大豆	出荷販売契約、出荷を証明する書類の写し
飼料作物	畜産農家との利用供給協定及び自家利用計画、作業日誌、自家利用実績報告書の提出
WCS用稲	
そば・なたね・出荷野菜・花き・果樹	出荷を証明する書類の写し、果樹は苗木購入伝票の写し
兼用作物	兼用業者との契約書の写し 市の指定する作物に限る（オタネニンジン、チモ、トウキ、シャクヤク、ハトムギ、イトヒメハギ、カハットエース）
みつ源れんげ	養蜂農家との栽培契約書が整っているもの 種子購入伝票の写し ただし養蜂農家が種子を負担している場合は、養蜂農家の証明書 作業日誌 通常の管理と8月までにすき込みを行い、その後通常の管理がされていること

※ 通常の管理等を行っていることは、出荷伝票、作業日誌により確認します。
※ 収穫されない作物については、水田活用直接支払交付金の返還を求められます。
※ 直接支払交付金の対象作物については、出荷・販売等実績報告書兼誓約書を提出してください。
※ 対象作物ごとに当年産の出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しを提出してください。

5. 高度利用加算

緑肥あとの大豆または堆肥施用の大豆に交付（営農計画書に明記してください）

種類	10a当たりの施用量	確認資料
牛ふん・豚ふん	1～2トン	作業日誌と購入（荷受または納品）伝票の写し
糞殻堆肥	1～2トン	作業日誌と購入（荷受または納品）伝票の写し
緑肥あと大豆		作業日誌と種子の購入伝票の写し

6. 高度利用加算（二毛作助成）

大麦・大豆の二毛作に耕作されているほ場に交付（営農計画書に明記してください）
飼料作物の二毛作に耕作されているほ場に交付（営農計画書に明記してください）

7. 土地利用集積加算

法人格を有しない組織は、規約、構成員名簿、受委託契約書の写しを提出してください。
なお、作物の出荷代金や交付金も組織で受領してください。（経理の一元化）
全作業受託は、受委託契約書を提出してください。

8. 団地化加算

団地の地図（地名地番を確認できるもの）を提出してください。

9. 大豆・麦収量向上技術加算

土地利用集積加算対象者で大豆・麦の高品質を目指す技術を実施されているほ場に交付（営農計画書に明記してください）
畑作物の直接支払交付金（数量払）の交付対象数量となったものが対象です。

下記①～⑤すべて満たすこと
①農業共済への加入（畑作物（大豆）共済加入）
②耕起、整地、播種、培土等、一連作業の実施（現地確認、栽培記録管理簿で確認）
③種子消毒（塗沫処理）の実施（薬剤の購入伝票の写しの提出を求めます）
④籾縁排水対策の実施
⑤県が示す市町村別基準単収に対して交付（大豆単収108kg、大麦203kgに満たない場合は交付対象外）
大豆基準単収 144kg ・ 大麦基準単収 298kg
※自然災害等により地域全体で設定単収が下がった場合は、単収の見直しを行う場合があります。

10. そば収量向上技術加算

土地利用集積加算対象者でそばの高品質を目指す技術を実施されているほ場に交付（営農計画書に明記してください）
畑作物の直接支払交付金（数量払）の交付対象数量となったものが対象です。

下記①～③すべて満たすこと
①耕起、整地、播種、培土など、一連作業の実施（現地確認、栽培記録管理簿で確認）
②籾縁排水対策の実施
③県が示す市町村別基準単収に対して交付（そば単収19kgに満たない場合は交付対象外）
そば基準単収 38kg
※自然災害等により地域全体で設定単収が下がった場合は、単収の見直しを行う場合があります。

11. 耕畜連携助成

①資源循環（飼料生産水田への堆肥散布）事業取組計画書及び交付申請書を提出する
富山市内の畜産農家との利用供給協定（3年以上）であること
飼料生産された水田より飼料供給を受けた家畜の排せつ物から生産された堆肥に限る 10aあたり2トン以上を散布する
散布実績の確認 散布報告書の提出、散布状況等の写真を添付
②水田放牧（水田における牛の放牧）
利用供給協定、作業日誌、放牧状況の写真を添付
提出資料の原本は6年間保存し、北陸農政局富山県拠点から求めがあったら提出をお願いします。

II 畑作物直接支払交付金（ゲタ対策）

1. 交付対象者

認定農業者・認定新規就農者・集落営農

2. 対象対象品目

麦・大豆・そば・なたね

3. 交付対象数量

麦・大豆・そば・なたねの当年産の出荷販売数量
播種前契約書に基づく範囲内で生産され、農産物検査を受検し一定以上の格付けがなされたものが対象です。

III 米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）

1. 交付対象者

認定農業者・認定新規就農者・集落営農

2. 対象対象品目

米・麦・大豆

3. 交付対象数量

①米 農産物検査の3等以上のもので、主食用として収穫年度の3月31日までに販売されたものが対象です。
②麦・大豆 畑作物の直接支払交付金（数量払）の交付対象数量となったものが対象です。